

## 施設整備基準

## 建築計画

基本計画	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境に配慮した一棟とする。</li> <li>・将来の増築（別棟：平屋建て 100 m<sup>2</sup>程度）に配慮した計画とする。</li> <li>・敷地南側に計画されている道路からの進入は考慮しない。</li> <li>・駐車スペース：20 台程度を確保する。</li> </ul>
	構造計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の構造は、木造とする。（他の構造と併用することは認める）</li> <li>・構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組等に使用する木材は、びわ湖材とする。</li> <li>・基礎の構造は、良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法を定めること。</li> </ul>
	規模 階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ床面積は約 500 m<sup>2</sup>程度（ピロティは含まない）とする。ただし、各部屋の増減による－20 m<sup>2</sup>の減及び上限提案価格内での増は認める。なお、面積の算出方法は柱芯とする。</li> <li>・2階建てとする。</li> <li>・軒高：9 m以下とする。</li> <li>・最高高さ：13m以下とする。</li> </ul>
	平面計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階には、滋賀県森林組合連合会（以下「連合会」という）の事務室と会長室、滋賀県木材協会・滋賀県林業協会・滋賀県猟友会（以下「3協会」という）の供用の事務室、小会議室、倉庫、更衣室、便所、玄関、ホール及び廊下を計画する。</li> <li>・2階には、大会議室、中会議室、倉庫、便所、及び廊下を計画する。</li> <li>・将来、連合会の職員増があった場合に備え、3協会の事務室をその執務スペースとして当て、かつ、一体的な利用が可能な計画とする。なお、その際の3協会の事務室は増築を想定している。</li> <li>・法令に基づく消火器を設置する。</li> </ul>
	快適性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採光・通風・換気等の良好な執務環境の確保に留意すること。</li> <li>・屋内の熱損失、結露等外気の影響を低減し居住性を高めるために、外壁、屋根裏若しくは天井裏および最下階の床又は基礎に断熱材を施工する。</li> </ul>
	耐候性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の気候的条件を考慮の上、耐候性を備えるように設計する。</li> </ul>
共通仕様	外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和、構造躯体の保護に配慮した素材の選定やデザインに工夫されたものとする。</li> <li>・外からでも木構造だとわかるような計画とする。</li> </ul>
	屋外空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関前には、ピロティを設ける。</li> <li>・計画内容に応じて玄関の出入口には、有効幅員は 900mm 以上、勾配は 12 分の 1 以下のスロープを設置する。</li> </ul>
	屋外出入口（外部建具を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラーアルミサッシ若しくはそれと同等な仕様とする。</li> <li>・玄関出入口以外に通用口を 1ヶ所設け電気錠を設置する。</li> <li>・出入口は鍵付きで、それぞれ 3 本セットとし、鍵保管箱に整理し、引渡時に鍵リストとともに提出する。</li> <li>・屋外出入口には、誘導標識を設置する。</li> </ul>

	外部建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通風・採光を考慮した窓を配置する。</li> <li>・カラーアルミサッシ若しくはそれと同等な仕様とする。</li> <li>・各窓には、網戸を設ける。</li> <li>・各建具には必要に応じて、戸当たりおよび風によるあおり止めの措置を考慮する。</li> <li>・ブラインドを設置する。</li> <li>・ガラスは断熱・遮熱を考慮した仕様とする。</li> </ul>
	排気口、 吸気経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風雨が直接当たる部分は、ウェザーカバーを設置する。</li> </ul>
各室内・廊下 共通事項	床・壁・ 天井仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とする。</li> <li>・仕上げ材は、用途、利用内容や形態などの特性に配慮した組合せとすること。</li> <li>・特に床は、本建築物が木造であることから耐水性および耐用性に十分配慮した構造、仕上げとする。また、2階の床（1階天井裏）は遮音性にも配慮する。</li> <li>・室内は全て下足利用とする。</li> </ul>
	出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鍵は、それぞれ3本セットとし鍵保管箱に整理し、引渡時に鍵リストとともに提出する。</li> </ul>
	点検口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検、清掃、修繕用の点検口を適切に設ける。</li> </ul>
	表示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正面の出入口には館名板を設ける。</li> <li>・各室等には室名札を設ける。</li> <li>・ホールには案内板を設ける。</li> </ul>
事務室 (連合会)	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40 m<sup>2</sup>程度とし、5名程度の職員が執務できる規模とする。</li> </ul>
	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯機能のある流しを併設した計画とする。</li> <li>・ホワイトボード（行事用：1800×900程度）を設置する。</li> <li>・ピクチャーレールを設置する。</li> </ul>
会長室	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 m<sup>2</sup>程度とし、1名の職員が執務でき、応接用スペースが確保できる規模とする。</li> </ul>
	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピクチャーレールを設ける。</li> </ul>
事務室 (3協会)	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・66 m<sup>2</sup>程度とし、9名（3名×3協会）程度の職員が執務できる規模とする。</li> </ul>
	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯機能のある流しを併設した計画とする。</li> <li>・ホワイトボード（行事用：1800×900程度）を設置する。</li> <li>・ピクチャーレールを設置する。</li> </ul>
小会議室	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24 m<sup>2</sup>とする。</li> </ul>
中会議室	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30 m<sup>2</sup>程度とする。</li> </ul>
大会議室	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90 m<sup>2</sup>程度とする。</li> </ul>

	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机や椅子等を収納する専用の倉庫（20 m<sup>2</sup>程度）を併設した計画とする。</li> <li>・スクリーンボックスを設置する。</li> <li>・放送設備が収納できる演台を設置する。</li> </ul>
倉庫	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15 m<sup>2</sup>程度とする。</li> </ul>
	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類、物品の保管に適した形状と利便性に配慮した計画とする。</li> </ul>
更衣室	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女それぞれ5 m<sup>2</sup>程度とする。</li> </ul>
便所	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階は、男子便所、女子便所をそれぞれ設け、車いす利用者が使用できるように配慮すること。男子便所は小便器2器、洋式便器2器、洗面台を設置する。女子便所は洋式便器2器および洗面台を設置する。</li> <li>・2階には、男子便所、女子便所を設ける。男子便所は小便器3器、洋式便器1器、洗面台を設置する。女子便所は洋式便器1器および洗面台を設置する。</li> <li>・適宜掃除用具入を設け、掃除用流しを設置する。</li> <li>・床は乾式（ドライ）仕上げとする。</li> </ul>
玄関 ホール 廊下	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関内に施設案内図を設置する。</li> <li>・びわ湖材利用促進事業の明示用銘板（滋賀県が定める「びわ湖材利用促進事業実施要領の運用について」第13（2）に示された案による）を設置する。</li> </ul>
外構計画	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困障は、既存施設、近隣状況を考慮し計画する。なお、敷地北東側に計画されている道路及び敷地造成により生じる高低差で必要となる土留め等の工作物は考慮しなくて良い。</li> <li>・歩行者、車の通行に供する部分は舗装を行う。その種類の選定にあたっては、景観への配慮、排水負担の軽減などに配慮する。</li> <li>・構内の雨水が適切に排水できる計画とする。（計画内容に応じて既設の排水溝は利用しても良い）</li> <li>・適宜植栽を計画する。</li> <li>・駐車スペースは区画の明示と車止めを設置する。</li> </ul>

## 電気設備計画

低圧引込設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄り関西電力柱より、単相3線 210/105V 60HZ、3相3線 210V 60HZを構内引込柱・引込開閉器盤を設置し、架空にて引き込み受電する。</li> </ul>	
電灯動力幹線設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引込開閉器盤二次側から地中にて動力・電灯分電盤までの配管配線を行う。</li> <li>・増築を想定した設備とする。</li> </ul>	
電灯設備	設置個所 ・共用部分  ・居室部分  ・屋外部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯分電盤を設置し、各機器への配管配線機器取付けを行う。</li> <li>・ホール、廊下、便所には、LED型照明器具を基本として配置する。なお、便所の点滅は、明るさセンサー付き人感センサーによること。</li> <li>・LED型（HF型照度相当）照明器具を基本として配置すること。なお、大会議室は演台位置を想定し、補足的に照明器具を配置する。</li> <li>・外部照明を各出入り口、歩行者の安全に配慮して設置する。ポーチ等はデイライトセンサー、タイマーを設置し、通用口の点滅は、明るさセンサー付き人感センサーによること。</li> </ul>
動力設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・動力分電盤を設置し各空調機への配管配線を行う。</li> </ul>
コンセント設備	設置個所 <b>【1階】</b> ・事務室（連合会）  ・会長室  ・事務室（3協会）  ・小会議室 ・玄関・廊下 ・倉庫 ・更衣室 ・便所 ・外部 <b>【2階】</b> ・大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯分電盤より各コンセントへの配管配線を行う。</li> <li>・壁面2口用8個所、テレビ用1個所、床下を經由してフローア2口用8か所            （使用予定機器）コピーファックス複合機1000w、冷蔵庫300w、電気湯沸かし器1200w、電子レンジ700w、パソコン8台、テレビ100w、プリンター2台            その他2000w</li> <li>・壁面2口用4個所、テレビ用1個所、床下を經由してフローア2口用1か所            （使用予定機器）パソコン1台、テレビ100w、プリンター1台、            その他1000w</li> <li>・壁面2口用12個所、テレビ用1個所、床下を經由してフローア2口用12か所            （使用予定機器）コピーファックス複合機1000w3台、冷蔵庫300w、電気湯沸かし器1200w、電子レンジ700w、パソコン12台、テレビ100w、プリンター3台、            その他2000w</li> <li>・壁面2口用4個所</li> <li>・壁面2口用8個所</li> <li>・壁面2口用1個所/室</li> <li>・壁面2口用1個所/室</li> <li>・洗面器用、便座用</li> <li>・防雨型壁面2口用4個所</li> <li>・壁面2口用10個所、テレビ用1個所、放送設備用、床下を經由してフローア2口用3個所</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中会議室</li> <li>・廊下</li> <li>・倉庫</li> <li>・便所</li> </ul>	<p>(使用予定機器) パソコン、プロジェクター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面 2 口用 6 個所</li> <li>・壁面 2 口用 4 個所</li> <li>・壁面 2 口用 1 個所/室</li> <li>・洗面器用、便座用</li> </ul>
電話・光ケーブル設備	<p>設置個所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室 (連合会)</li> <li>・会長室</li> <li>・事務室 (3 協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話・光ケーブル設備は、最寄り電話・光ケーブル網より 4 回線分を引込めるよう、構内引込柱を通じて地中にて配管、端子盤を経由し所要個所への呼線入り配管を行う。(引込み工事は別途)</li> <li>・電話・光ケーブル用端子盤を設置し、所要個所への呼線入りの配管を行う。</li> <li>・光ケーブル受口：壁面 1 個所、その近傍に設置予定の回線終端装置 (別途工事) 及びビジネスフォン主装置 (別途工事) から電話受口：壁面 1 個所、床下を経由してフローアー用 5 個所の配管配線を行う。</li> <li>・上記のビジネスフォン主装置から電話受口：床下を経由してフローアー用 1 個所の配管配線を行う</li> <li>・光ケーブル受口：壁面 3 個所、その近傍に設置予定の回線終端装置 (別途工事) 及びビジネスフォン主装置 (別途工事) から電話受口：壁用 3 個所、床下を経由してフローアー用 9 個所の配管配線を行う。</li> </ul>
LAN設備	<p>設置個所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室 (連合会)</li> <li>・会長室</li> <li>・事務室 (3 協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LAN設備は、各所に設置予定の回線終端装置 (別途工事) 近傍から、所要個所へLANケーブル (e5) の配線を行う。</li> <li>・LAN設備壁用 1 個所、床下を経由してフローアー用 3 個所設置</li> <li>・LAN設備床下を経由してフローアー用 1 個所設置</li> <li>・LAN設備壁用 3 個所、床下を経由してフローアー用 3 個所設置</li> </ul>
インターホン設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす利用者が使用するトイレには、呼び出し装置を設置し、事務室 (県森連) に警報を出す。</li> </ul>	
テレビ共聴設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室 (連合会)</li> <li>・会長室</li> <li>・事務室 (3 協会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TV端子盤、増幅器を設置し、各室まで配線する。</li> <li>・外壁側面にUHFアンテナを設置し、TV端子盤まで配線する。</li> </ul>
映像・音響設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会議室には、150 インチ電動スクリーン、パワーアンプ・システム制御ユニット、ワイヤレス受信機 1 台、メインスピーカー 2 台、サブスピーカー 4 台、赤外線ワイヤレスアンテナ 2 台、ワイヤレスマイク (ハンド型) 2 台、同タイプピン型 1 台、ワイヤードマイク 1 台 (マイクスタンド共) を使用できるよう、機器の設置及び配管配線を行う。</li> </ul>
防犯設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備保障システム (別途工事) に対応できる設備とすること。</li> </ul>

## 機械設備計画

給水設備	屋外給水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津市給水本管（150mm）から引込み、量水器を設置して屋内各所用箇所に給水する。</li> <li>・場内には適宜散水用の水栓を設置する。</li> </ul>
	屋内給水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所要個所に給水する。</li> </ul>
給湯設備	設置個所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所の給湯量に応じた給湯設備を選定し、設置する。</li> <li>・事務室(連合会)、事務室（3協会）が利用できる位置に設置する。</li> </ul>
排水設備	屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津市下水本管より公共下水柵を設置し、接続、放流する。</li> <li>・雑排水を汚水に接続する場合には、手前にトラップ柵を設ける。</li> </ul>
	排水系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内の汚水と雑排水は別系統とする（屋内分流屋外合流式）。</li> </ul>
衛生設備	衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器は、男子便所には男子小便器（自動洗浄装置付き）（5台）、洋式便器（3台） 女子便所には、洋式便器（3台）を設ける。また、SKを設ける。</li> <li>・車いす利用者が利用できる便器、手摺を設置する。</li> <li>・洗面器は、カウンター方式とし、水栓はセンサー方式とする。</li> <li>・洗面器周辺には鏡を設置する。</li> </ul>
ガス設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス設備を設置する場合は、大津市ガス本管（200mm）から引き込み、ガスメーターを設置して所用箇所に供給する。</li> <li>・安全対策としてガス遮断装置やガス漏れ警報機器等を設置すること。</li> </ul>
空調設備	設置個所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源方式については、電気・ガスのいずれかを検討する。（ランニングコスト等を検討し、最適な方式を選定すること。）</li> <li>・【1階】事務室(連合会)、会長室、事務室（3協会）、小会議室には空調設備を設置する。</li> <li>・【2階】大会議室、中会議室には空調設備を設置する。</li> <li>・各室単独運転できることとする。</li> </ul>
換気設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・室の用途、換気の目的に応じて適切な換気方式を選定し設置する。</li> <li>・シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。</li> </ul>